マツダ健康保険組合
やすらぎ
No.467
2014年9月発行
http://mkenpo.mazda.co.jp/
マツダ健保　検索
※持ち帰ってご家族のみなさまでお読みください。

必ず受けよう!! 家族の健診

―― 40 歳以上の方は、**全員**年に一度の健診を。

平成 20 年 4 月より、40 歳以上の加入者のみなさま全員に「特定健診」（メタボリックシンドロームに着目した健診）を受けていただくことが健保組合に義務づけられています。生活習慣病の予防・早期発見のためにも積極的な受診をお勧めします。

今年 4 月に、対象となる 40 歳以上の被扶養者のご自宅に案内冊子をお送りしています。今年度より健診制度を一部変更し、予約期間を延長しましたが、余裕をもって早目に受診予約してください。

★こんな点が変りました。

1 「特定健診」+「がん検診」（胃・子宮・乳がん）を自由に組み合わせて受診できます。
2 費用は 2 万円までマツダ健保が負担します。組み合わせによっては自己負担なし、または低額の自己負担で受診できます。
3 ご自身が直接健診機関に申込み、日程調整が可能です。

★次の健診コースから、必ず1つ選んで受診してください。（詳しくは、案内冊子をご覧ください。）

健診コース	健診機関	自己負担額
①**基本コース** （一般コースまたは特定健診コース） ＋ がん検診（胃・子宮・乳がん）…希望者のみ	案内冊子の健診機関リスト (全国版)から選択 （専用Webでも確認できます。）	健診総額のうち 2万円を超える額 （2万円まではマツダ健保が負担）
②**集合契約による特定健診** （がん検診なし）	近隣の医療機関など （全国の「特定健診実施機関」）	
③**パート等勤務先の健診を受け、健診結果表（写し）をマツダ健保に送る**	勤務先の指定する健診機関	原則、勤務先負担

知っとく情報

データヘルスがはじまります！

企業と健保組合が連携・協働し、みなさまの健康増進をサポートします。

「データヘルス」という名称で、健保組合が保有しているみなさまの健診データや、医療費などの情報を活用した保健事業（※）がはじまります。

全国の健保組合は、平成 26 年度中に「データヘルス計画」を策定し、27 年度から、みなさまとご家族の健康増進等の保健事業を実施していくことになります。

※保健事業とは、健保組合が行う、みなさまの疾病予防や早期発見（ 健診の実施など ）、健康づくりの支援、保健知識を広める PR 活動などの事業の総称です。

平成25年度

決算報告

平成19年度以降
7年連続の
赤字となりました。

7月8日組合会報告

全国の健保組合合計の平成 25 年度予算は、平成 20 年度以降 6 年連続の赤字予算となり、全体の約 4 割が保険料率を引き上げたにもかかわらず、8 割が赤字組合となっています。この影響により、更なる保険料率引き上げや統廃合を余儀なくされる健保組合が増加しています。この危機的な状況を招いた最大の要因は、7 年間で 20 兆円超という過重な高齢者医療への拠出金負担です。

こうした状況の中で、マツダ健保の平成 25 年度収支決算は、年度当初予算から 15.4 億円改善したものの 1.7 億円の赤字となりました。

全健保組合の経常収支と組合数の推移

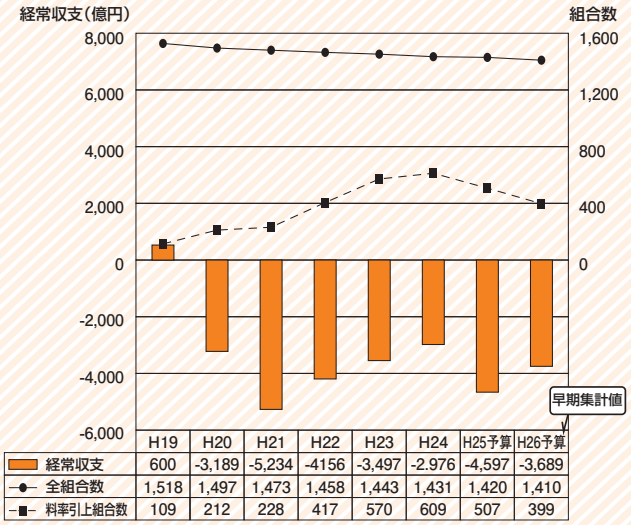

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25予算	H26予算
経常収支	600	-3,189	-5,234	-4156	-3,497	-2.976	-4,597	-3,689
全組合数	1,518	1,497	1,473	1,458	1,443	1,431	1,420	1,410
料率引上組合数	109	212	228	417	570	609	507	399

【収入】保険料収入はやや好転しました。

3 年ぶりに保険料率を引き上げたことにより、保険料収入は前年比 3%増収と見込みましたが、実績は、賞与の上昇が主要因となり、同 10.5%増の 150.3 億円となりました。経常収入合計は利子収入等を合わせ、予算比 10.7 億円増の 151 億円となりました。

(詳しくは、マツダ健保ホームページ「組合会情報」をご覧ください。)

【支出】保険給付費は減少に転じました。

みなさんの医療費等に給付する保険給付費は、前年比 0.9%減の 80.5 億円となりました。

また、主に高齢者の医療費のために納付する納付金は、同 16%減の 68.8 億円となりましたが、この中には、予測ができない算定の仕組みをもった「前期高齢者納付金」を含んでいますので、毎年増減に波があります。

これら経常支出合計は、予算比 4.7 億円減の 152.7 億円となりました。

平成25年度決算 (億円)

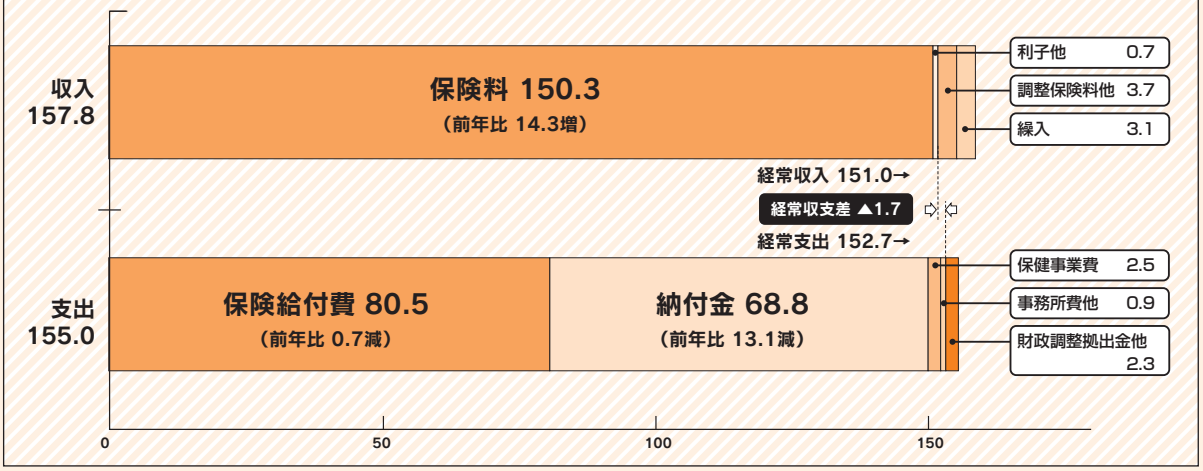

「高額療養費制度」の自己負担限度額が変わります！

平成27年1月受診分から

今回の改正は、負担能力に応じた負担を求める観点から、自己負担限度額がきめ細かく設定されるものです。ただし、低所得者及び70～74才の方については、自己負担限度額は据え置かれております。

※適用区分	現　行		※適用区分	平成27年1月受診分から		負担増減
	標準報酬月額	自己負担限度額		標準報酬月額	自己負担限度額	
A	53万円以上	150,000円+ (医療費−500,000円)×1% <4回目～:83,400円>	ア	83万円以上	252,600円+ (医療費−842,000円)×1% <4回目～：140,100円>	↑
			イ	53万～79万円	167,400円+ (医療費−558,000円)×1% <4回目～：93,000円>	↑
B	50万円以下	80,100円+ (医療費−267,000円)×1% <4回目～:44,400円>	ウ	28万～50万円	80,100円+ (医療費−267,000円)×1% <4回目～：44,400円>	−
			エ	26万円以下	57,600円 <4回目～：44,400円>	↓
C	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4回目～:24,600円>	オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4回目～：24,600円>	−

※適用区分：限度額適用認定証の適用区分欄の表示
<>は、多数回該当の場合の自己負担限度額

（例）　1カ月分の医療費が100万円かかった場合の現行と見直し後の比較

標準報酬月額26万円以下の場合（適用区分:エ）

現　行	
健保負担額（7割）	700,000円
〃　（高額療養費）	212,570円
自己負担額	**87,430円**

見直し後	
健保負担額（7割）	700,000円
〃　（高額療養費）	242,400円
自己負担額	**57,600円**

29,830円減

標準報酬月額53万～79万円の場合（適用区分:イ）

現　行	
健保負担額（7割）	700,000円
〃　（高額療養費）	145,000円
自己負担額	**155,000円**

見直し後	
健保負担額（7割）	700,000円
〃　（高額療養費）	128,180円
自己負担額	**171,820円**

16,820円増

「限度額適用認定証」　の表示の変更について

高額療養費の制度の見直しに伴い、限度額適用認定証の適用区分欄が変更になります。
交付日により有効期限が次のとおりとなりますので、お手続きよろしくお願いいたします。

交付月	有効期限
平成26年9月～12月	平成26年12月31日まで
平成27年1月以降	交付後の8月31日まで

みなさまの「標準報酬月額」が9月に変わります。（10月給与控除から適用）

標準報酬月額は、毎年、4・5・6月の3ヵ月間の給料の平均額をもとに決定され、その年の9月から1年間適用されます。保険料だけでなく、健康保険給付金（出産手当金・傷病手当金など）を算定する際の基礎にもなります。標準報酬月額の算定には、本給のほか諸手当（通勤手当など）も含まれます。但し、出張旅費・見舞金・健康保険給付金などは含まれません。
※事業主からみなさまに交付される「社会保険料改定通知」をご確認ください。

接骨院・整骨院・はり・きゅうのかかりかた

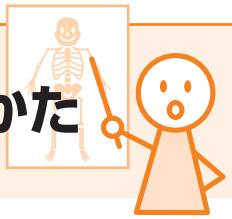

健康保険を使って治療（施術）を受けられる範囲は限られています。健康保険が使えない場合には、全額自己負担となります。

	健康保険が使える場合	健康保険が使えない場合
接骨院・整骨院	●打撲・ねんざ・挫傷（肉離れ等） ●骨折・脱臼 （緊急時以外は医師の同意が必要）	●日常生活からくる肩こり ●神経痛／リウマチ／五十肩などによる痛み ●脳疾患後遺症などの慢性病 ●医療機関で治療中のもの ●仕事中や通勤途上の負傷
はり・きゅう	●神経痛　●五十肩 ●リウマチ　●頚腕症候群 ●腰痛症　●頸椎捻挫後遺症	●左記以外の病気・症状 ●医療機関で同一疾病の治療を受けている場合

※はり・きゅうの治療（施術）は、**医師が認めた場合に限り**健康保険が使えます。

受診照会にご協力ください。

マツダ健保では、医療費適正化対策として請求内容に誤りがないかを確認するために、受診者本人に対して、文書や電話による詳しい受診照会をさせていただくことがあります。日頃より、治療（施術）を受けた負傷原因、負傷名、日数等の記録、領収書の保管などをしていただき、受診照会にご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

被扶養者の資格確認調査へのご協力、ありがとうございました。

（対象被扶養者数：2,903名）

健康保険被扶養者の適正化を図るため、7月に調査を実施し、**200名**が削除となりました。削除理由は、件数の多い順に、**就職**（129名）＞**収入超過**（44名）＞**仕送り証明不備等**（27名）となっております。今後とも、被扶養者の変更があった場合は、諸手続きを適切に行われますようよろしくお願いいたします。（原則5日以内の届出が必要です。）

被扶養者の認定・削除について、詳しくは、マツダ健保ホームページ「扶養家族が増えたとき減ったとき」をご覧ください。

やすらぎ（No.467）2014年9月発行
発行者　マツダ健康保険組合
広島県安芸郡府中町新地3番1号　電話（082）287−4644